

# 本県における手話関連施策の状況（R5）

<p>手話関連施策の策定、推進（第7条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第4次富山県障害者計画」（H31～R5）への手話関連施策の明記</li> <li>○ 富山県手話施策推進協議会の開催 手話関連施策について意見聴取等を行う。</li> </ul>
<p>相談及び意思疎通の支援体制の整備（第8条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる相談支援（県から運営費を補助）</li> <li>○ 県専任の手話通訳者（2名）の設置 障害福祉課と県聴覚障害者センターに県専任の手話通訳者を配置し、県主催行事や聴覚障害者の来庁時等において手話通訳を行う。</li> <li>○ 遠隔手話通訳サービスの提供 聴覚障害者が医療機関へ受診する際などにスマートフォンやタブレット端末を通じて遠隔手話通訳サービスを提供する。</li> <li>○ 市町村の手話通訳者設置への支援</li> <li>○ 手話通訳者の派遣</li> <li>○ 県職員等向け手話講座の実施 県職員研修所において県・市町村職員、教員を対象に実施する。</li> <li>○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施 コミュニケーション・情報機器等に関する講習会を実施する。</li> </ul>
<p>手話による情報発信等（第9条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事定例記者会見での手話通訳 知事定例記者会見、新型コロナウイルス感染症等に関する緊急の記者会見で県専任手話通訳者や手話通訳士を配置し、手話による情報発信を行う。</li> </ul>
<p>手話通訳者の確保、養成等（第11条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話通訳者の養成研修 一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う。</li> <li>○ 手話通訳試験等の受験料への助成 手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成する。</li> </ul>
<p>手話を学ぶ機会の確保等（第13条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる普及（県から運営費を補助） 広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う。</li> <li>○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し 聴覚障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す。</li> <li>○ 手話普及活動への補助 県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する。</li> <li>○ 「みんなで手話を知ろう、学ぼう」キャンペーンの推進 県聴覚障害者協会等とともに、広く県民に対して様々な機会を捉えて手話等について知る、学んでもらう取組を展開する。 R4では、手話言語の国際デーに合わせて県内各所でブルーライトアップを実施。</li> </ul>
<p>学校における手話の普及（第14条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校・小中学校教職員向け手話研修の実施 ろう者等による手話研修会やミニ手話学習会を開催する。</li> <li>○ 幼児児童生徒等への手話の学習機会の提供 幼児児童生徒、保護者に対して、ろう者等による手話学習会を実施する。</li> <li>○ 一般の学校における手話の理解と普及の推進 総合的な学習の時間等を活用した手話体験などについて、優れた取り組みを紹介する。また、手話の理解を深める小学生向け学習資料を配付し、手話に関する学習を推進する。</li> </ul>

